

令和4年度決算 監査委員意見への回答

監査意見	回 答
<p>○総務課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 村長公用車の運用について <p>村長の公務の移動については公用車を使用している。安全性の面から専門の技術を持つ運転手が運行しており、妥当と思われるが、役場庁舎に来るまでの通勤について、万が一運転中人身事故を起こした場合等リスク回避のため、通勤においても村長車を使用するなどの配慮を検討されたい。</p> <p>○地域づくり推進課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第5次総合計画について <p>南箕輪村の最上位計画と位置付けられている「南箕輪村第5次総合計画」の主管部署として、他の課と連携を図りながら、令和7年度に設定されている将来目標値の早期達成や未達成項目が、むらづくりに及ぼす影響評価などを今後されてゆくことが望ましい。</p>	<p>リスク管理の点から、村長車の通勤退勤時の使用は必要であると考えます。雇用運転手が対応できない場合を含む人員体制等について近隣市町村の状況も参考に検討してまいります。</p> <p>第5次南箕輪村総合計画（第2期南箕輪村創生総合戦略を包含する）の計画期間は、令和7年度をもって終了します。</p> <p>計画中の令和7年度に設定されている将来目標値の早期達成や未達成項目については、成果と課題を検証し、第6次南箕輪村総合計画（第3期南箕輪村創生総合戦略を包含する）の策定に活かします。</p>

・地域公共交通の見直しについて

交通弱者に重点が行き過ぎていて、勤労者に目線がいていないように思われる。バスの運行時間設定を見直すなど今後検討され、利用者数の増加を含め改善されることを期待している。また、費用対効果の出る対策も検討されたい。

○財務課

・税徴収における臨戸訪問について

徴収対策に係る臨戸訪問は、電話や催告書だけの通知と比較して未納者と直接会うことが出来るなど、時間はかかるが非常に効果があるものと考えられます。個人情報を取り扱っているので、外

令和5年度から地域公共交通の将来を見据え、地域公共交通協議会を発足し、地域公共交通基礎調査を行っています。

この結果を基に、今まで検討が少なかった勤労者のことなど、新たな目線に立ち、住民主体のバス運行の利用者と目的を明確にし、地域住民のニーズに基づいた地域公共交通計画を策定します。

費用対効果については、地域公共交通は、福祉や教育などの他行政施策との関連性が非常に高いため、クロスセクター効果などの評価手法を用いて可視化を図り、現状について検証します。

※ 地域公共交通のクロスセクター効果

地域公共交通を廃止した時に追加的に必要となる多様な行政分野の分野別代替費用と、運行に対して行政が負担している財政支出を比較することにより把握できる地域公共交通の多面的な効果のこと。

税の徴収は、役場やコンビニ等の窓口納付及び口座振替が大多数を占めております。現状、滞納整理は差押が中心であり、臨戸徴収の対象者は臨戸でしか効果が上がらない数名の方となっていま

部に持ち出す際、充分管理を行うとともに、現金を徴収された場合、紛失しないよう、現金の取扱いにも十分注意をし、訪問記録簿の確認、車のドライブレコーダー等のチェックを行うなど管理監督を徹底するよう検討されたい。

○健康福祉課（地域包括支援センター）

・介護保険料徴収事務について

職員数が限られている中、また業務の多様化で大変ではあるが、臨戸訪問は現在出来ていない状況ということである。体制等を考え徴収業務を進めてもらいたい。

・老人介護予防 げんきあっぷクラブについて

地域の中で重要な位置づけになっていると考えられる。利用人数が減少する中で今後内容の工夫も検討していただきたい。

徴収、調査及び滞納処分等の際は、個人情報等の書類は鍵のかかるバッグに入れて持ち歩くように徹底します。

徴収した現金の確認方法についても訪問記録簿の作成及び入金伝票との確認、車のドライブレコーダーのチェック、臨戸徴収による納税者への納付記録の送付等徴収職員の管理監督体制を強化し、実施してまいります。

収納率の向上に向けて、臨戸訪問など滞納整理を集中的に行う時期を定めて実施してまいります。

げんきあっぷクラブについては、新規利用者が増えないという課題があることから、令和5年度はVC長野トライデンツの選手が参加する企画を実施したところ、参加者にとって大変刺激になり新規利用者の確保や、その後の参加率の向上にもつながりました。他部門との共同企画は今後も継続してまいります。

○子育て支援課

・ファミリーサポート事業について

協力会員の養成講座の実施は引き続き実施をお願いしたい。講座のみだけでなく、会員になるための資格審査を行うなど（児童に対する性犯罪や虐待等審査）していただき、あわせて定期的にスキルアップ講座を実施するなどの検討していただきたい。

○産業課

・補助金交付後の確認について

多くの団体への補助交付を行っているが、各団体の監査は団体ごとそれぞれ行っていると推察できる。全国では昨今、団体会計について、現金預金を着服するなどのケースが見受けられる。村としても何かしらの方法で適切に使用されているかどうかの確認が取れるよう取り組まれたい。

協力会員の養成講座の実施につきましては、毎年、伊那地域定住自立圏の取り組みとして、伊那市・箕輪町との三市町村で連携して行っており、来年度も引き続き開催する予定です。

また、協力会員の知識・技術の向上を目的としたスキルアップ講座も年に1回行っており、今後も定期的に開催していく予定です。

会員になるための資格審査（児童に対する性犯罪や虐待等審査）につきましては現在行っておりませんが、今後の課題として本事業を連携して行っている伊那市・箕輪町と共有し、検討してまいります。

産業課関係で村（間接的に補助しているケースも含む）から補助金を交付している団体は16団体です。それぞれ規約等で監事を置くこととしており、監事による監査を行ったあと、総会等で報告し、内容について承認していただいています。監事につきましては、事務局職員ではなく役場外の農業者などをお願いしています。

令和5年度から、産業課内が事務局となっている14団体について

<p>○観光森林課</p> <ul style="list-style-type: none">・松くい虫対策について <p>予算も限られている中で苦慮されていると思うが、大芝高原は観光資源でとても重要な場所である。景観上また安全性の面からも被害木の処理については、通路側を重点的に行うなど計画的に実施していただきたい。</p>	<p>て、すべての通帳印の管理や支払時の押印については産業課長が責任を持って行い、通帳の管理については会計管理者が行い、適切な管理ができるよう心掛けています。また、役場内で通帳管理、会計管理ができない外部の2団体への補助事業については、現状では年度末に実績報告書など関連書類を提出していただいておりますが、今後は必要に応じて、中間報告書の提出や職員による帳簿書類の調査を行うなどの対応をまいります。</p> <p>松枯れによる被害木が増大するため、松くい虫予防対策事業費を増額して処理をまいります。処理にあたっては、通行や来場者の安全面を最優先して実施します。</p> <p>本年度策定予定の大芝高原森林づくり実施計画においても、伐採計画に関しては景観や安全性の面を考慮してまいります。</p>
--	---

・大芝高原の間伐材の利活用について

小さいお子さんを育てる環境や子供の成長のために有害物質が含まれない木製品や玩具は人気がとても高い。現在ある食育箸、ままごとキッチン、積み木セットのほか、大芝高原の間伐材を使用して商品開発を行い、ふるさと納税の返礼品や販売などに活用出来るよう検討されたい。

・大芝荘の利活用について

休業状態で現在、活用されていない建物であるため、できるだけ早く活用が見つけられるよう検討に入っていたきたい。

県補助金などを活用して、ままごとキッチン、積み木セットは引続き大芝高原の間伐材を使用して製作してまいります。食育箸につきましても引続き実施してまいります。

大芝高原の間伐材による商品開発の試作を行い、物品販売などを実施しながら、消費者の購買意欲をそそる商品を職員、地域おこし協力隊、観光協会、開発公社とともに進め、ふるさと納税返礼品への活用検討も進めてまいります。

昨年度、大芝荘の利活用について公募したところ、3事業者から提案がありました。これを受けて、総合的な観点から検討するために村の関係者のほか、村内居住あるいは勤務する様々な年齢層・業種の16名の委員で組織する「南箕輪村大芝荘利活用検討会」において①運営母体の安定性、②事業の実行可能性、③事業存続可能性、④大芝荘を使用する意義、⑤改修費用対効果の観点より検討を行いました。その結果『採用に至る事業提案なし』となっております。

本年度中は新型コロナウイルスワクチン接種会場として使用する予定ですが、老朽化に伴う損傷も出てきているため、取り壊しから再利用までの村の方針を早急に決定してまいります。

○教育委員会事務局

・部活動指導員の採用について

指導資格には体罰、パワハラはダメと言うのがベースにある。採用するにあたって、採用要件に明示を行うなど十分注意していただくよう取り組まれない。

・第3次スポーツ推進計画の策定について

第3次スポーツ推進計画の策定を進める中で、身障者のスポーツ支援として、教育委員会としても補助、支援を検討されたい。

・スクールバスについて

スクールバスは通常の運行のほか保育園でも使用する場合があります。置き去り防止装置の設置については、努力義務でもあるが、設置について検討されたい。

採用にあたっては、面接を実施し、履歴上に体罰やパワハラ等がないことを確認しています。また、部活動指導者の研修会に参加し、指導力の向上や指導上の留意点等の習得をしています。

採用要件の記載については、今後検討します。

計画の施策に「障がいがある児童生徒への支援と運動機会の充実」及び「障がい者スポーツの推進」を位置づけていく予定です。その中で、障がい者スポーツに関わる補助・支援について検討していきます。

置き去り防止装置の設置を検討した際、中学生が乗車する際は運転手が車内確認を徹底し、保育園児が利用する際は、複数の保育士による安全確認を徹底すれば装置設置の必要はないという結論に達しました。今後もそのように対応してまいります。